

役員等選考委員会規程

(名称)

第1条 この会は役員等選考委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規程は、北尾自治会規約第11条に基づく役員の選出方法について定めるとともに、広く自治会活動のための人材を発掘し優れた指導者を選出するための委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(選出の対象者)

第3条 委員会の行う選出の対象者は次のとおりとする。

(1) 北尾自治会役員

| | |
|------------|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長1（次期会長） | 1名 |
| 副会長2 | 1名 |
| 書記 | 2名 |
| 会計 | 2名 |
| 監事 | 2名 |
| 北崎区北尾代表 | 1名 |
| 専門部長 | 6名 |

(2) 専門部委員

(3) その他自治会活動等地域の発展のために北尾自治会長が必要と認めた者。

(役員を選出方法)

第4条 前条第1号の北尾自治会役員については、総会において出席者の過半数の承認を経なければならない。

(委員長及び委員)

第5条 委員会の委員長は、北尾自治会長が就任する。

2 委員会の副委員長は、北尾自治会副会長及び北崎区北尾代表が就任する。

3 委員会は20名以内で組織し委員長が選任する。

4 北尾自治会の各組から原則として2名を選任し、このうち1名は組長とし、他の1名は原則として役員をもってあてる。

5 委員の任期は必要な選出対象者全員が、新たな役職に就任したときまでとする。

6 委員会は、会長経験者及び北崎区北尾代表経験者並びに委員長が推挙する会員で構成する参与会を設置することができる。

7 参与会は、第3条の選出対象者のうち、北崎区北尾代表と副会長1（次期会長）を選出し、委員会に推薦する。

(選出の時期)

第6条 委員会の発足は、新役員等の就任年度の前年おおむね11月初旬とする。

2 選出の期日は、12月末とし遅くとも1月末までに内定するよう努めなければならない。

(選出の留意事項)

第7条 対象者の選出は、年齢、性別、職業、特技、意欲等を十分考慮し決定する。

2 特定の者に負担が集中しないよう広い範囲から人材を発掘する。

3 専門部の委員の選出は、専門部長の意見を聞く。

4 組織活動の引継ぎが円滑にできるよう再任について配慮する。

5 組織の活性化のため、若者や女性を積極的に参加させる。

6 特定の委員に選出を一任することのないよう委員全員で話し合いのうえ決定する。

7 各組が公平で将来計画を立案しやすくするため、原則、各組輪番制とし、特定の組に集中しないよう配慮する。

附 則

この規程は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月20日から施行する。